

デイサービス

望星

(事業の目的) 社会福祉法人新生会が行う指定居宅サービスに該当する通所介護の事業は、要介護者等からの依頼を受けて、当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定通所介護の提供にあたる従業者が、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針) 事業所は、利用者が、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、他の居宅サービス事業書その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(利用定員) 15名
 (営業日および営業時間) 月曜日から土曜日 8時30分から17時30分まで
 (休業日) 定休日 日曜日 台風や積雪時安全面を考慮して
 お盆 8月15日 短時間営業や休業する場合があります。
 年末年始 12月30日から翌年の1月3日まで

(サービスの内容)
 (1) 送迎サービス
 (2) 健康チェック
 (3) 入浴
 (4) 日常生活支援及び機能訓練
 (5) 食事とティータイム
 (6) 生活相談、健康相談、介護相談

(事業の実施地域) 長崎市 (香焼町・伊王島町・高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町の一部を除く)

(事業所の名称等)

(職員の職種及び員数)

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。	職名	員数
(1) 名称 デイサービス望星	管理者	1名
(2) 所在地 長崎県長崎市岩屋町745番地4	生活相談員	1名以上
(3) 開所年月 平成15年11月1日	看護職員兼機能訓練指導員	1名以上
(4) 電話番号 095-856-2081 FAX番号 095-865-8835	介護職員	2名以上
(5) 介護保険指定番号 4270103809		
協力医療機関		
医療法人 厚生会 道ノ尾病院 所在地 長崎市虹が丘町1-1 電話番号 095-856-1111	医療法人 厚生会 虹が丘病院 所在地 長崎市虹が丘町1-1 電話番号 095-856-1112	

ご利用料金

- 介護保険型給付される場合は利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額 別紙①(料金表)参照
- 介護保険の給付外のご利用の場合は全額自己負担
- 食事の自己負担分 1回のご利用 540円
- おむつ代は実費をいただきます。
- その他 行事等の内容により、実費をいただく場合があります。

緊急時及び事故発生時の対応について

利用者の家族、利用者に係る関係機関に連絡と連携を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービス利用にあたっての留意事項

- 努めて健康に留意すること。
- 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は、飲酒をしてはならない。
- 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- その他管理者が定めた事項 など

非常災害対策 (年2回避難、救出訓練) を行います。
虐待の発生・再発防止をするため必要な措置を講じます。
業務継続計画の策定 (感染症・自然災害) をします。
衛生管理等について必要な措置を講じます。

その他運営についての留意事項

事業者は、従業者の資質向上を図るための研修、会議の機会を確保します。
 職員は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持します。

「苦情申し出窓口」の設置について

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

- 苦情解決責任者 特別養護老人ホーム望星荘施設長
- 苦情受付担当者 管理者兼生活相談員
- 第三者委員
- 苦情解決の方法

- 苦情の受付面接、電話、書面などにより随時受け付けます。第三者委員に申し出ることも出来ます。
- 苦情受付の報告・確認受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は内容を確認し苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- 苦情解決のための話し合い苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- 本事業で解決できない苦情は、下記でも受け付けます。

長崎県社会福祉協議会「運営適正化委員会」
 TEL095-842-6410

長崎市介護保険課「給付係」
 TEL095-829-1163

長崎県国民健康保険団体連合会(介護保険事業に関する苦情)
 TEL095-826-1599

運営推進会議について (地域密着型通所介護)

- 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- 「運営推進会議」の構成員は、利用者、その家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上会議を開催します。
- 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。